

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

＜平成30年12月25日 地方分権改革推進本部決定案＞

1. 基本的考え方

- 2014年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方からの提案を受けて、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進

2. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を2019年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告

3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施

平成30年の地方からの提案に関する対応状況

(件数)

分類 年	提案の趣旨を 踏まえ対応 a	現行規定で 対応可能 b	小計 c=a+b	実現できなかったもの d	合計 e=c+d	実現・対応 の割合 c/e
	H26	263	78	341	194	535
H27	124	42	166	62	228	72.8%
H28	116	34	150	46	196	76.5%
H29	157	29	186	21	207	89.9%
H30	145	23	168	20	188	89.4%

平成30年の主な案件

1. 地方創生・まちづくり —機動的かつ柔軟な地域づくり—

【観光・地域振興】

- ・公立博物館等について地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局への移管を可能とする見直し
- ・搭乗型移動支援ロボット(セグウェイ等)の公道実証実験における走行に必要な国際運転免許証等の免許区分の明確化

【土地利用】

- ・農地中間管理事業に係る制度の見直し
- ・町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止
- ・公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付要件の見直し

【ICTの利活用】

- ・電子マネーを利用した公金収納の取扱いの明確化
- ・高等学校におけるオンデマンド教材を使用した授業の実施要件の明確化

【地域公共交通】

- ・鉄道事業者・一般乗合旅客自動車運送事業者に関する情報について地方公共団体に提供する仕組みの構築
- ・自家用有償旅客運送による少量貨物運送の手続・要件の見直し
- ・市街化調整区域において区域運行事業等の用に供する施設を設置する場合の手続の見直し

【災害対策】

- ・被災者の災害援護資金の借受け及び返済の円滑化
- ・災害援護資金の返済方法に係る被災者の選択肢の拡大

2. 子育て・医療・福祉 —地域の実情に合わせたサービス提供—

【地域のニーズや地域事情に合わせたサービスの多様化】

- ・放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し
- ・お盆・年末年始等における共同保育の実施
- ・へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の見直し

【子育て支援の充実】

- ・児童養護施設等の児童指導員の資格要件に幼稚園教諭を追加
- ・幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る経過措置規定の延長

【子育て・福祉サービス提供の円滑化】

- ・育児休業等の延長に係る手続の見直し
- ・介護認定に係る調査事務を委託する際の職員の資格要件の見直し

3. 地方分権改革の取組強化等 —国・地方の役割分担—

【権限の移譲等】

- ・療育手帳の交付決定権限の都道府県から児童相談所を設置している中核市への移譲
- ・経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令の都道府県への権限付与

【国への届出等に関する都道府県経由事務の廃止】

- ・建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止
- ・食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

1. 地方創生・まちづくり－機動的かつ柔軟な地域づくり－

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
1	名張市、北海道、群馬県、九州地方知事会 (文部科学省)	公立博物館等について地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局への移管を可能とする見直し (地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法、図書館法、博物館法)	現在、教育委員会が所管することとなっている博物館、図書館、公民館をはじめとする公立社会教育施設について、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の選択により首長部局へ移管することを可能とすることにより、移管された当該地方公共団体においては、観光・地域振興分野やまちづくり分野を担う首長部局で一体的に所管できるようになり、社会教育の更なる振興はもとより、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等が図られる。<26、29年フォローアップ案件含む> 【法律改正】
2	横浜市 (警察庁)	搭乗型移動支援ロボット(セグウェイ等)の公道実証実験における走行に必要な国際運転免許証等の免許区分の明確化 (道路交通法)	訪日外国人がセグウェイ等を運転するために必要な運転免許について、国際運転免許証又は外国運転免許証で運転することができる場合を明確化し、セグウェイ等を活用した地域の観光振興に資する。 【通知等】
3	青森県、秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、九州地方知事会 (農林水産省)	農地中間管理事業に係る制度の見直し (農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律)	農地中間管理事業に係る制度について、農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止すること、農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る都道府県知事の事前承認を不要とすること、農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築することについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

1. 地方創生・まちづくり – 機動的かつ柔軟な地域づくり –

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
4	酒々井町、全国町村会 (国土交通省)	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止 (都市計画法)	<p>町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項を、都道府県が市町村と調整の上定める協議ルールに位置付ける取組を更に進め、その定着状況を確認の上、2019年度を目途に必要な措置を講じ、同意を廃止する。これにより、市と同様に協議のみとすることで、町村がより主体的に都市計画決定を行えるようになり、地域におけるまちづくりに資する。〈26年フォローアップ案件〉</p> <p>【法律改正】</p>
5	指定都市市長会 (総務省、文部科学省)	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付要件の見直し (地方独立行政法人法)	<p>公立大学法人が所有する土地等について、国立大学法人と同様、大学業務及び当該業務の附帯業務に該当しない第三者への貸付けを可能とすることにより、資産の有効活用による自己収入の確保が可能となることで、各公立大学法人の強みや特色を生かした取組を行うために必要な財政基盤の強化が図られ、各公立大学法人の教育研究水準の向上に資する。</p> <p>【法律改正等】</p>

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

1. 地方創生・まちづくり – 機動的かつ柔軟な地域づくり –

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
6	茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県、埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、坂戸市、伊奈町、小鹿野町、美里町、東京都、広島市、広島県 (総務省)	電子マネーを利用した公金収納の取扱いの明確化 (地方自治法)	地方公共団体による使用料又は手数料の徴収について、電子マネーの取扱いが可能であることを明確化し、支払方法を多様化することにより住民や観光客の利便性の向上を図る。 【通知】
7	高知県、愛媛県 (文部科学省)	高等学校におけるオンデマンド教材を使用した授業の実施要件の明確化 (学校教育法)	高等学校の授業におけるオンデマンド教材の使用について、生徒がいる教室内に当該教科の免許状を保有する教員がいる場合には、その使用が可能であることを明確化することにより、中山間地域の小規模校等の生徒が多様かつ高度な授業を受けることが可能となり、進学を希望する生徒の教育環境の充実に資する。 【通知】

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

1. 地方創生・まちづくり – 機動的かつ柔軟な地域づくり –

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
8	千葉県 (国土交通省)	鉄道事業者・一般乗合旅客自動車運送事業者に関する情報について地方公共団体に提供する仕組みの構築 (鉄道事業法、道路運送法)	<p>国土交通大臣に報告する事業報告書及び実績報告書に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者や鉄道事業者の情報について、あらかじめ提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省から当該提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築するとともに、公共交通事業者に係る情報について、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう公共交通事業者に通知すること、地方公共団体と公共交通事業者が連携して地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について地方公共団体に周知することにより、地域公共交通の維持・確保に資する。</p> <p>【通知等】</p>

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

1. 地方創生・まちづくり – 機動的かつ柔軟な地域づくり –

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
9	鳥取県、京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、全国知事会、全国市長会、全国町村会 (国土交通省)	自家用有償旅客運送による少量貨物運送の手續・要件の見直し (道路運送法)	<p>自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る許可については、以下のとおりとすることによって、地域の実情に応じた自家用有償旅客運送の円滑な実施に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととしている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。 <p>【通知等】</p>
10	全国知事会、全国市長会、全国町村会 (国土交通省)	市街化調整区域において区域運行事業等の用に供する施設を設置する場合の手續の見直し (都市計画法)	<p>地方公共団体が主体的に計画し、地域公共交通会議等の議を経て地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するものとして運行するコミュニティバスの用に供する施設については、開発許可が不要な建築物である、地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設に該当し得る旨を、2018年度中に地方公共団体へ通知することによって、地域にとって必要とされている多様な交通形態の導入・検討の円滑化に資する。</p> <p>【通知等】</p>

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

1. 地方創生・まちづくり – 機動的かつ柔軟な地域づくり –

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
11	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町 (内閣府)	被災者の災害援護資金の借受け及び返済の円滑化 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	市町村の判断で保証人を立てることなく災害援護資金の貸付けを行うことを可能とし、被災者の借受けの円滑化に資する。 また、市町村の判断で被災者の返済能力に応じた災害援護資金の貸付けとすることを可能とし、被災者が無理なく返済できるようにすること等に資する。 【政令改正等】
12	熊本市 (内閣府)	災害援護資金の返済方法に係る被災者の選択肢の拡大 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	災害援護資金の返済方法として市町村の判断で月賦償還についても認めることとし、被災者の返済方法の選択肢の拡大に資する。 【政令改正】

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

2. 子育て・医療・福祉 —地域の実情に合わせたサービス提供—

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
1	豊田市、うるま市、九州地方知事会、長洲町、岐阜県、本巢市、中津川市、全国知事会、全国市長会、全国町村会、出雲市、栃木県、松山市、広島市 (文部科学省、厚生労働省)	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し (児童福祉法)	放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ、地域の実情を踏まえて、「参酌すべき基準」とする。<28、29年フォローアップ案件含む> 【法律改正等】
2	大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 (内閣府、厚生労働省)	お盆・年末年始等における共同保育の実施 (児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)	利用児童の少ないお盆・年末年始等において共同保育※が実施可能であることが明確化されることにより、保育士等の勤務環境の改善や事業者の負担軽減が図られ、保育士等の就労促進や定着率の向上に繋がる。 ※利用児童が少ない場合において、近隣の保育所等が連携し、1カ所の保育所等で保育を行うこと。 【通知】
3	萩市 (厚生労働省)	へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の見直し (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等)	へき地における薬局の管理者の兼務要件については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会での薬局・薬剤師の在り方に関する議論を踏まえて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

2. 子育て・医療・福祉 —地域の実情に合わせたサービス提供—

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
4	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 (厚生労働省)	児童養護施設等の児童指導員の資格要件に幼稚園教諭を追加 (児童福祉法)	児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。これにより、安定的な運営のために必要な人材の確保を図る。 【省令改正】
5	九重町、豊中市、館山市、九州地方知事会 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)	幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る経過措置規定の延長 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、教育職員免許法)	幼保連携型認定こども園について、平成31年度末まで設けられている保育教諭となることができる者の要件に係る経過措置期間(保育士と幼稚園教諭普通免許の両資格を持つことが保育教諭となる要件であるところ、片方の資格保有者でも保育教諭となることができる)が延長されることにより、計画的な資格取得の促進や同施設の安定的な運営のために必要な人材の確保に繋がる。 【法律改正】
6	大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 (厚生労働省)	育児休業等の延長に係る手続の見直し (児童福祉法、雇用保険法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)	保育所等に入れない場合の育児休業等の延長の手続に関連して、保育所等の利用調整に当たっての運用上の工夫が国から地方公共団体に提示されることにより、公平な利用調整が図られる。 【通知】

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

2. 子育て・医療・福祉 — 地域の実情に合わせたサービス提供 —

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
7	所沢市、那覇市 (厚生労働省)	介護認定に係る調査事務 を委託する際の職員の資 格要件の見直し (介護保険法)	要介護認定に係る調査については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【省令改正】

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

3. 地方分権改革の取組強化等 ー国・地方の役割分担ー

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
1	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (厚生労働省)	療育手帳の交付決定権限の都道府県から児童相談所を設置している中核市への移譲 (療育手帳制度要綱)	療育手帳の交付の可否を決定する権限について、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【通知改正】
2	山梨県 (経済産業省)	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令の都道府県への権限付与 (電気工事業の業務の適正化に関する法律)	電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置について、都道府県による地域の実情に沿った対応を可能とするため、電気工事に起因する波及事故の発生状況等に関して必要な調査を行った上で都道府県の意見も踏まえ、都道府県への並行権限付与等の国・都道府県の連携強化措置の在り方を検討する。
3	神奈川県 (国土交通省)	建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止 (建設業法)	二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等について、都道府県経由事務を廃止することにより、許可申請者等の利便性向上や地方公共団体の事務負担軽減に資する。<29年フォローアップ案件> 【法律改正】

平成30年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

3. 地方分権改革の取組強化等 ー国・地方の役割分担ー

No.	提案主体 (関係府省)	事項	実現内容等及び効果
4	愛知県 (消費者庁)	食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県經由事務の廃止 (健康増進法)	申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の許可申請について、都道府県經由事務を廃止することにより、申請における迅速な手続による申請者の利益及び都道府県の事務軽減に資する。 【法律改正】

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（案）（事項概要 1 / 3）

国から地方公共団体

（1）経済産業省

〔中小企業等協同組合法〕

○事業協同組合等の認可などの事務・権限を都道府県に移譲

〔中小企業団体の組織に関する法律〕

○協業組合等の認可などの事務・権限を都道府県に移譲

〔電気工業の業務の適正化に関する法律〕

○地方における事故等の状況を踏まえ、国・都道府県の連携強化の在り方を検討・結論(2019年中)

〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律〕

○経営発達支援計画の認定に係る事務・権限については、国及び都道府県の連携方策等を検討・結論

〔中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律〕

○地域産業資源活用事業計画の認定に係る国の関与等の在り方を検討・結論(2018年度中)

（2）国土交通省

〔中小企業等協同組合法〕

○事業協同組合等の認可などの事務・権限を都道府県に移譲

〔中小企業団体の組織に関する法律〕

○協業組合等の認可などの事務・権限を都道府県に移譲

都道府県から市町村

（1）内閣府

〔子ども・子育て支援法〕

○施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定事務・権限を希望する市町村へ移譲する方向で検討・結論(2019年度中)

（2）文部科学省

〔子ども・子育て支援法〕(再掲)

（3）厚生労働省

〔介護保険法〕

○指定居宅サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事務・権限を中核市へ移譲

〔子ども・子育て支援法〕(再掲)

〔療育手帳制度に関する事務〕

○児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化することについて検討・結論(2018年度中)

義務付け・枠付けの見直し等

（1）内閣官房

〔マイナンバー法〕

①児童福祉法による小慢医療費支給事務に必要な障害年金情報等の照会手続を簡素化

②難病法による特定医療費支給事務に必要な障害年金情報等の照会手続を簡素化

（2）内閣府

〔災害救助法〕

①被災地域の実情に応じた借上型仮設住宅の適切な家賃上限額を設定するよう改めて周知

②借上型仮設住宅に関する国と都道府県との個別協議に係る過去の適用事例や協議の要点等を周知

③救助事務の処理に必要な帳簿書式等の必要に応じた記載内容の見直し等について検討・結論(2019年度中)

〔児童福祉法及び認定こども園法〕

○共同保育について、お盆や年末年始等の利用が少ない場合に実施が可能である旨を通知

〔児童福祉法及び子ども・子育て支援法〕

○事業所内保育事業で地域の実情に応じて、満3歳以上児の受入れ等が可能である旨を通知

○家庭的保育事業等において設定する連携施設(保育の内容、代替保育、卒園後の受け皿)を確保しなくてもよいこととする経過措置を延長

○家庭的保育事業等の代替保育に係る連携施設の対象を拡大

○満3歳以上児を受け入れる保育所型事業所内保育事業は、連携施設を不要とすることについて検討・結論(2018年度中)

○家庭的保育事業等の卒園後の受け皿に係る連携施設の対象の拡大を検討・結論(2018年度中)

〔児童福祉法及び認定こども園施設整備交付金〕

○認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請書類を統一

〔教育職員免許法及び認定こども園法〕

○幼保連携型認定こども園における保育教諭(幼稚園免許及び保育士の資格保有者)について、片方の資格でも保育教諭とする経過措置を延長

〔災害対策基本法〕

①罹災証明書の交付について、航空写真等による判定により、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化を可能に

②近隣市町村との協議により、当該市町村内に指定緊急避難場所を指定することが可能である旨を周知

〔所得税法及びマイナンバー法〕

①支払調書提出の際に必要な保険契約者の個人番号を生前に収集するための方策を検討・結論(2019年度中)

②申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の取扱いについて検討・結論(2019年度中)

〔住民基本台帳法及びマイナンバー法〕

○世帯構成の確認方法について、同一住所の者全員に対して情報連携を必ず行うものではないことを通知

〔災害弔慰金法〕

①市町村の判断で被災者の返済能力に応じて貸付額を決定することが可能である旨を周知

②災害援護資金について、保証人を立てなくても、貸付けを行うことを可能に

③災害援護資金の償還方法として、月賦償還を認めることを可能に

〔認定こども園法〕

○幼保連携型以外の認定こども園を認定する際の協議について、設置者が市町村の場合には当該協議が不要である旨を周知

○幼保連携型認定こども園への施設監査について、利用者処遇の質に留意しつつ、事務の効率化を検討・結論(2019年度中)

〔子ども・子育て支援法〕

①子ども・子育て支援交付金について、毎年度可能な限り早期に交付金額を確定

②施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法等について、検討・結論(2019年度中)

〔子ども・子育て支援法及び保育士等キャリアアップ研修〕

○保育士等キャリアアップ研修の実施方法について、eラーニング等による実施が可能であることを明確化

〔マイナンバー法〕(再掲①、②)

③マイナポータルにおける「お知らせ機能」は個人番号利用事務で利用可能である旨を通知

④介護保険・医療保険・障害者福祉に係る各証の再交付申請に際し、適切に本人確認の措置を講じた場合に限り、個人番号の記載省略を可能に

〔マイナンバー法及び難病法〕

○所得区分の確認事務について、地方公共団体等の負担を軽減する方策を検討・結論(難病法施行後5年内目途)

〔放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金〕

○ヒアリング時期の弾力的な設定、各種相談への丁寧な対応など交付金事務を負担軽減

〔地方創生道整備推進交付金〕

○林道事業について、やむを得ない場合の交付決定前着手を可能に

（3）警察庁

〔中小企業等協同組合法〕

○暴力団排除条項の導入について、実態把握の上、措置の要否を検討・結論(2019年中)

〔火薬類取締法〕

○指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が装薬銃を用いる場合は火薬類の譲受け等の許可を不要

○上記事業の交付金の対象には火薬類の譲受けに係る経費が含まれる旨を周知

〔道路交通法〕

○搭乗型移動支援ロボット(セグウェイ等)を運転するために必要な国際運転免許証等の免許区分について周知

〔消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業〕

○普通免許を有さずとも準中型免許を取得できること及び地方公共団体が創設する公費助成制度を活用できることを周知

（4）金融庁

〔中小企業等協同組合法〕(再掲)

〔所得税法及びマイナンバー法〕(再掲①)

]

（5）消費者庁

〔健康増進法〕

○食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務を廃止

（6）総務省

〔地方自治法〕

○電子マネーで地方公共団体の使用料、手数料の徴収が可能である旨を通知

○公の施設以外の施設について、包括的民間委託等の先進的な取組事例を調査・周知

○登記名義人等に認可地縁団体が含まれる場合も不動産登記の特例を適用できる旨を通知

〔地方自治法、地方税法及び国民健康保険法〕

○国民健康保険料の滞納処分が必要となる滞納者の財産情報等を各市町村及び特別区内において連携を図るよう通知

〔公職選挙法〕

○投票所入場券を速やかに選挙人に交付できるよう、市町村の取組事例について通知

○選挙期日の投票管理者・職務代理者の選任要件緩和の在り方を検討・結論(2018年度中)

○選挙期日の投票立会人の選任要件緩和の在り方を検討・結論(2018年度中)

〔放送法〕

○小規模施設特定有線一般放送の手続は、電子申請が可能である旨を通知

〔地方税法〕

○ふるさと納税の申告特例通知書について、地方税ポータルシステムを活用した電子的送付を可能に

〔地方公務員法〕

○会計年度任用職員に整理される「区長」について、委託による業務取扱等をマニュアルで明確化

○地方公務員の副業について、先進的な取組事例等を調査・周知

○人事委員会と任命権者間の運用上の調整、権限委任等の連携状況等を調査・周知

〔災害対策基本法〕(再掲②)

〔住民基本台帳法〕

○成年後見人に対し個人番号入り住民票の写し等を市町村窓口で直接交付することが可能に

〔住民基本台帳法及びマイナンバー法〕(再掲)

〔地方独立行政法人法〕

○公立大学法人の土地等について、業務又は附帯業務として貸し付けることが可能な事例を通知

○業務及び附帯業務に該当しない公立大学法人の土地等の第三者貸付を可能に

〔公共サービス改革法〕

○地方公共団体の窓口業務の民間委託に係るガイドライン、標準委託仕様書等を作成・通知

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（案）（事項概要 2 / 3）

義務付け・枠付けの見直し等

〔統計法〕

○国勢調査の調査世帯一覧は、必要最小限の範囲で複写が可能である旨を周知
○国勢調査員は、税務関係職員からの選考も可能とする方向で検討・結論(2018年度中)

○調査への信頼性・精度に留意し、国勢調査員事務の外部委託を検討・結論(2018年度中)

〔財政健全化法〕

○総務省データを活用し、健全化判断比率等の算定の効率化を検討・結論(2019年中)

〔マイナンバー法〕(再掲①、②)

○記載事項変更後に通知カード付属の申請書により個人番号カードの交付を申請した場合も受付を可能に

○市区町村窓口以外の場所においても個人番号カードの取得手続が可能である旨を通知

〔マイナンバー法及び難病法〕(再掲)

〔行政不服審査法〕

○地方公共団体における不服審査の審理手続の在り方を検討・結論(2021年度中)

〔個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金〕

○交付決定の早期化、各種照会時期の事前周知といった運用改善で自治体の負担を軽減

〔地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査〕

○調査内容の整理、WEB会議によるヒアリングの実施について検討・結論(2018年度中)

〔消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業〕(再掲)

②準中型免許取得費用に対する地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、先行事例等を周知

③準中型免許の取得を円滑化する方策について検討・結論(2019年度中)

(7) 法務省

〔不動産登記法〕

○官公署からの法令に基づく依頼に対し、オンラインで登記情報を無償提供

〔人権啓発活動地方委託事業〕

○上限数を超える開催通知資料の作成が2019年度から可能である旨を周知

(8) 外務省

〔地方自治法及び旅券法〕

○市町村が都道府県の旅券手数料の徴収を私人に委託可能とする措置の可否を検討・結論(2020年中)

(9) 財務省

〔地方自治法、地方税法及び国民健康保険法〕(再掲)

〔中小企業等協同組合法〕(再掲)

〔社会福祉法及び国有財産特別措置法〕

○介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付について、対象施設の追加等を周知

〔所得税法及びマイナンバー法〕(再掲①)

〔マイナンバー法及び難病法〕(再掲)

(10) 文部科学省

〔学校教育法〕

○オンデマンド教材を使用した授業について、当該教科の免許を持つ教員がいる場合に実施が可能である旨を通知

〔児童福祉法〕

○放課後児童クラブの従うべき基準について、参酌すべき基準とする。施行後3年で見直しを行い、必要な措置を講ずる

〔児童福祉法及び認定こども園施設整備交付金〕(再掲)

○認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請スケジュールの明示化等、申請手続の円滑化

〔教育職員免許法〕

○特別非常勤講師の任用に係る届出書類の簡素化が可能である旨を周知

○免許状追加取得時、修了確認期限を延期するためには申請が必要であることを周知徹底するよう周知

○修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とするシステムの改修を検討・結論(2018年度中を目途)

○免許状追加取得時の修了確認期限の自動延期について、失効者等の状況を踏まえ検討・結論(2022年度中)

○幼稚園教諭免許の更新講習の対象の拡大について、幼稚園型一時預かり事業の従事者の調査・検討を行い、検討・結論(2018年度中)

〔教育職員免許法及び認定こども園法〕(再掲)

〔社会教育法、図書館法、博物館法及び地教法〕

○公立社会教育施設について、地方公共団体の判断で首長部局に移管することを可能に

〔特別支援学校への就学奨励に関する法律〕

○特別支援教育就学奨励費の支弁に係る事務負担の軽減を図るため、質疑応答集を作成・周知

〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律〕

○教育委員会からの委任事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁については、教育庁が審査庁である旨を周知。また、当該審査請求に係る具体的な支障事例が示された場合に、その手続の在り方等を検討

〔地方独立行政法人法〕(再掲)

〔認定こども園法〕(再掲)

〔高等学校等就学支援金の支給に関する法律〕

○高等学校等就学支援金の支給事務の負担軽減のため、個人番号を活用したシステムの運用を開始

〔子ども・子育て支援法〕(再掲②)

〔子ども・子育て支援法及び保育士等キャリアアップ研修〕(再掲)

〔マイナンバー法及び難病法〕(再掲)

(11) 厚生労働省

〔健康保険法〕

○遠隔で行われた場合の病理診断について、デジタル病理画像のみによる病理診断等の場合に病理診断料の算定を可能に

○障害児(者)リハビリテーション料の常勤医師の配置基準については、一定時間以上の勤務を行っている非常勤医師を組み合わせ配置した場合でも基準を満たすことを通知

○がん診療外来放射線治療加算について、他医療機関に入院中の患者に放射線治療を実施した場合も当該加算を可能に

○公費負担医療における高額療養費の算定について、見直しの必要性を検討・結論(難病法施行後5年以内を目途)

〔地方自治法、地方税法及び国民健康保険法〕(再掲)

〔児童福祉法〕

①放課後児童クラブの従うべき基準について、参酌すべき基準とする。施行後3年で見直しを行い、必要な措置を講ずる

②児童養護施設等における看護師加算については、「乳児院等多機能化推進事業」を創設

③医療型児童発達支援の医師の配置要件については、非常勤医師であっても可能であることを周知

④保育所の居室面積基準を特例的に「標準」とする地価要件を緩和、特例の適用期間を延長

⑤保育所等を利用する子どもと一体的に一時預かり事業を実施する場合の職員配置を見直し

⑥都道府県知事による欠格事由に該当する保育士の犯歴情報の照会を可能に

⑦共生型障害児通所支援制度を創設し、利用児童が少数の地域でも、指定介護保険事業所等が児童発達支援の指定を受けやすくなるよう、基準の特例を設ける

⑧児童養護施設等の児童指導員の資格要件に、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える

⑨児童館の員数については、児童の遊びを指導する者1名とそれ以外の者1名とすることが可能であることを明確化

⑩保育士登録の取消通知について、取消の対象となる者の収容先が不明な場合の照会先を周知

⑪保育所への施設監査について、利用者処遇の質に留意しつつ、事務の効率化を検討・結論(2019年度中)

⑫放課後等デイサービスの利用対象児童の拡大について検討・結論(2019年度中)

〔児童福祉法、雇用保険法及び育児・介護休業法〕

○保育所等の利用調整時において保育の必要性が高い保護者を優先的に取り扱う方法を通知

○育児休業等の制度趣旨に則った制度活用の促進方法を検討・結論(2018年度中)

○育児休業等の制度の在り方を、保育所等の整備状況等を踏まえ、中長期的に検討の上、必要な措置を講ずる

〔児童福祉法及び障害者総合支援法〕

○相談支援について、専門性の高い体制を適切に評価する行動障害支援体制加算等を創設

○基準省令案の情報提供及び基準省令の公布を可能な限り早期に実施

○障害者支援施設等への施設監査について、利用者処遇の質に留意しつつ、事務の効率化を検討・結論(2019年度中)

〔児童福祉法及び認定こども園法〕(再掲)

〔児童福祉法及び子ども・子育て支援法〕(再掲)

〔児童福祉法及び認定こども園施設整備交付金〕(再掲)

〔食品衛生法〕

○農林漁業体験民宿における食事の提供について、都道府県等が定める営業許可要件に基づいて許可することを周知

〔墓理法〕

①民間事業者による火葬場の経営を許可する場合の留意事項を通知

②火葬場の広域化・官民連携について、市町村からの相談に適切に応じるよう都道府県に通知し、取組事例を情報提供

〔旅館業法〕

○移住希望者の空き家物件への短期居住について、旅館業法の適用外となる要件の趣旨を再周知

〔医療法〕

○診療所等の管理者について、都道府県知事等の許可を受けた場合、医師が不足する地域内等の診療所の管理者と兼務可能であることを明確化

〔教育職員免許法及び認定こども園法〕(再掲)

〔中小企業等協同組合法〕(再掲)

〔精神保健福祉法〕

○精神医療審査会に係る予備委員の確保等に関する取組事例を周知

〔生活保護法〕

○法63条債権(返還義務が生じた保護費)を国税徴収の例により徴収を可能に

○法63条債権(返還義務が生じた保護費)を被保護者の申出により、予め保護費と調整を可能に

○年金機構から自治体への回答処理期間を概ね10日以内とするよう努める

○年金機構から緊急に回答が必要な場合、各年金事務所へ照会が可能である旨を通知

○労災保険法による保険給付の調査について、照会先の明確化や様式の統一化等を行う

○保護施設への施設監査について、利用者処遇の質に留意しつつ、事務の効率化を検討・結論(2019年度中)

〔社会福祉法〕

○無料低額宿泊事業の適正運営に向け、法令上の最低基準、事前届出制、監督処分を導入

〔社会福祉法及び国有財産特別措置法〕(再掲)

〔国民健康保険法〕

○高額療養費に係る限度額適用の認定要件について、「保険料」に延滞金は含まれないことを周知

〔医薬品医療機器等法〕

○へき地薬局の管理者の兼務要件について、医薬品医療機器制度部会での議論を踏まえて、検討・結論(2018年度中)

〔老人福祉法〕

○サテライト型養護老人ホームの本体施設に養護老人ホームを追加

○老人福祉施設への施設監査について、利用者処遇の質に留意しつつ、事務の効率化を検討・結論(2019年度中)

〔戦没者特別弔慰金支給法〕

○戦没者特別弔慰金に係る請求手続の簡素化を検討・結論(2019年中)

〔動物愛護管理法〕

○犬の登録及びマイクロチップ登録手続のワンストップ化を受けて具体の運用を検討・結論

〔雇用保険法〕

○雇用保険関係証明事務について、様式等の見直しにより事務負担を軽減

〔社会福祉士及び介護福祉士法〕

○介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度を周知

○喀痰吸引等研修の基本研修について、研修実施主体の事業所以外の場所への講師派遣等が可能である旨を周知

〔医療介護総合確保推進法〕

○交付金交付要綱の毎年度の発出を廃止し、当該要綱と併せて発出している通知については可能な限り早期に発出

〔介護保険法〕

○介護保険料特別徴収について、対象年金のいずれかが年額18万円以上であれば可能である旨を周知

○指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者に変更があった場合の研修要件の取扱いを明確化

○特定事業所集中減算の対象サービスについて見直し

○基準省令案の情報提供及び基準省令の公布を可能な限り早期に実施

○総合事業の事業者の指定について、地方自治法の仕組みが活用できる旨及び活用事例について周知

○要介護認定に係る調査を委託する場合の委託要件の見直しを検討・結論(2019年度中)

○住所地特例について、市町村の関係性を整理し、周知し、対応が困難な場合を調査の上、検討・結論(2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定まで)

〔障害者総合支援法〕

○自立訓練について、障害種別にかかわらず利用可能に

○就労系サービスの在宅利用者について、就労系サービス事業者が費用を負担し、生活支援を提供した場合の加算を創設

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（案）（事項概要 3 / 3）

義務付け・枠付けの見直し等

○就労系サービスに係る施設外就労先での訓練目標に対する達成度の評価を可能に

○精神通院医療に係る所得区分審査を事務処理特例制度により市区町村が行う場合の効果・課題等を周知

○自立支援医療の支給認定申請書等に係る性別の記載の削除を検討・結論(2019年中)

○重度訪問介護について、福祉施策と労働施策との役割分担等を踏まえ、重度障害者の在宅での就業支援の在り方を2021年度の報酬改定に向けて検討・結論

【認定こども園法】(再掲)

【子ども・子育て支援法】(再掲②)

【子ども・子育て支援法及び保育士等キャリアアップ研修】(再掲)

【マイナンバー法】(再掲①、②、④)

【マイナンバー法及び難病法】(再掲)

【生活困窮者自立支援法】

○就労準備支援事業は、対象者の再評価により利用期間制限に関わらず、再利用可能であることを明確化

○生活困窮者住居確保給付金の支給の在り方及び運用方法等について検討・結論(2019年中)

【難病法】

①自己負担上限額管理票について、記載漏れ・誤記入等を防止するため、記載方法を再周知

②臨床調査個人票の記載事項について検討・結論(施行後5年以内目途)

【外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置】

○領事館等への確認手続について、適正実施及び事務負担軽減の観点から検討・結論(2018年中)

【肝炎治療特別促進事業】

○核酸アナログ製剤治療の更新認定(2回目まで)に関して、1年毎の診断書提出及び認定協議会の判断の省略を可能に

【次世代育成支援対策施設整備交付金】

○整備計画の協議要綱について地方公共団体へ事前に情報提供を行い、予算成立後、速やかに周知

【補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務】

○保育所から幼保連携型認定こども園への移行の際、財産処分に係る添付資料の省略・代替が可能である旨を通知

(12) 農林水産省

【中小企業等協同組合法】(再掲)

【土地改良法】

○事業実施中の受益地の変更について、要件や手続等を明確化

【漁業法】

○海区漁業調整委員会の公選委員の補欠選挙を廃止

【農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律】

○事業補助計画書において補助対象外経費の記載を要しないこととし、様式を改正

○事業の変更に当たり協議を要する金額要件を検討・結論(2018年度中)

【農地法】

○資力及び信用があることを証する書面について、柔軟な運用が可能であることを明確化

【林業・木材産業改善資金助成法】

○貸付確認調査結果報告に係る調査実施時期及び報告時期を見直す旨を通知

【農地経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律】

○農用地利用集積計画の内容変更に当たり、計画の再作成が不要である旨を周知

○農用地利用配分計画の案の縦覧について、廃止する方向で検討・結論(2018年度中)

○機構が行う単純な業務の委託の知事承認を不要とする方向で検討・結論(2018年度中)

○市町村単位で一括して農用地等を賃貸借できる仕組みを構築する方向で検討・結論(2018年度中)

【都市農地の賃借の円滑化に関する法律】

○生産緑地地区の区域内の農地の賃貸借は法定更新の適用を除外

【土地改良事業関係補助金】

○交付決定前着手の導入について検討・結論(2019年中)

○毎年可能な限り早期に交付決定

【国産花きイノベーション推進事業】

○地域の実情に応じ課題を解決するため必要な見直しについて検討・結論(2018年度中)

【農地耕作条件改善事業交付金】

○実績報告書に添付する契約書の写しの簡素化を検討・結論(2019年中)

【地方創生道整備推進交付金】(再掲)

【食料産業・6次産業化交付金】

○地域での食育の推進事業に係る申請できない経費の明確化等を検討・結論(2018年度中)

(13) 経済産業省

【中小企業等協同組合法】(再掲)

【火薬類取締法】(再掲)

【中小企業信用保険法】

○特定中小企業者等の認定について、趣旨及び認定に際しての留意事項を周知

【砂利採取法】

○砂利採取計画について、認可ではなく届出で足りる軽微な変更として取り扱う事項を規定

【容器包装リサイクル法】

○市町村及び事業者の選別作業の一体化について審議会における議論等を踏まえ検討・結論(2021年目途)

【PCB特別措置法】

○低濃度PCB廃棄物等の処理推進上の課題について検討・結論(同法施行後5年を目途)

(14) 国土交通省

【鉄道営業法及び道路法】

○踏切道の新設について、運用基準の明確化を検討・結論(2018年度中)

【建設業法】

○大臣許可申請等に係る都道府県經由事務を廃止

【中小企業等協同組合法】(再掲)

【通訳案内士法】

○通訳案内士の登録申請時の添付書類を見直す方向で検討・結論(2018年度中)

【建築基準法】

○廃プラスチック類の破碎施設に係る法51条ただし書の許可の考え方について検討・結論(2019年中)

【建築基準法及び都市計画法】

○都市再生緊急整備地域以外の一般道路で立体道路制度の活用を可能に

【建築士法】

○建築士審査会の委員任期を一律に条例委任又は条例で法定任期以外の任期を設定可能に

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法】

○設計変更時に迅速な変更協議を行うため、事務手続の簡素化や研修等の充実化を実施

【道路運送法】

○自家用有償旅客運送者による少量貨物に係る許可については、地域公共交通会議等で協議が調えば許可に際し関係者の意見の聴取が不要な旨を通知するとともに、地方公共団体・地方整備局への

情報提供を通じて迅速・柔軟な許可の運用に努めることし、許可の在り方について引き続き検討

【道路運送法、鉄道事業法、地域公共交通活性化再生法及び交通政策基本法】

○鉄道事業者・バス事業者の事業報告書等に含まれる情報について、地方公共団体の求めに応じ、国土交通省から提供する仕組みを構築

○公共交通事業者に対し、地方公共団体の情報提供依頼に可能な限り協力する旨を通知

○地方公共団体と公共交通事業者が情報の共有・活用に取り組んでいる事例の周知

【公営住宅法】

○地方公共団体が家賃滞納に適切に対応できるよう、取組事例を調査・周知

【宅地建物取引業法】

○宅地建物取引士証の氏名について、旧姓使用を可能とする方向で検討・結論(2019年中)

【道路法】

○持続可能かつ実効性ある点検になるよう、点検の効率化や合理化を図る見直しを実施

○不用物件の管理期間について、実態等を把握した上で在り方を検討・結論(2019年中)

【航空法】

○無人航空機の飛行の申請に必要な飛行経歴に関し、柔軟に対応した事例を公表し、通知

【砂利採取法】(再掲)

【都市計画法】

○コミュニティバスの用に供する施設について開発許可を不要に

○法令を引用する都市計画に条項ずれが生じた際、直ちに修正する必要がない旨を通知

○他の都市計画道路の廃止に伴う隅切りの廃止を軽易な変更

○開発区域周辺に緩衝緑地等が存する場合も施行令25条6号ただし書の対象となること等を周知

○運用指針で定められた留意事項の定着を更に進め、定着状況を確認の上、町村の都市計画に係る知事同意を廃止(2019年度目途)

【国土利用計画法】

○事務処理市町村において、土地売買等の届出は都道府県と情報共有の上で正本のみで受理可能に

【統計法】

○都道府県の負担を軽減する方向で事務の在り方について検討・結論(2020年度中)

【地域公共交通確保維持改善事業費補助金】

○補助申請に係る計画に変更事由が生じた場合の申請時期を周知

○補助申請に係る計画に関し、審査上必要性が低い項目の記載省略を検討・結論(2018年度中)

○地域間幹線系統補助の申請に関し、記載等誤り防止に必要な方策を検討・結論(2018年度中)

【補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務】

○複数年にわたる事前の財産処分承認申請を可能とする旨を周知

(15) 環境省

【中小企業等協同組合法】(再掲)

【火薬類取締法】(再掲)

【建築基準法】(再掲)

【自然公園法】

○企業保養所等が国立公園事業の宿舍事業として認められる具体的な要件を明確化

【廃棄物処理法】

○非常災害時の特例条例の制定状況や受入可能な施設の調査を行い情報提供

○災害廃棄物の円滑適正な処理上の課題等を調査し必要な対応を検討・結論(2019年度中)

【動物愛護管理法】(再掲)

【容器包装リサイクル法】(再掲)

【PCB特別措置法】(再掲)

○PCB使用安定器の調査に際しての新たな留意点を明確化するためマニュアルを周知

○PCB使用安定器の掘り起し調査に用いる事業者のリストを提供

【土壌汚染対策法】

○土壌汚染状況調査に準じた方法で汚染のおそれがない等と都道府県知事等が指定した土地の形質変更の届出を不要に

○汚染のおそれなく調査不要とされた区域は、予定日以前に形質変更が可能である旨を周知

【放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金】(再掲)

【地域環境保全対策費補助金】

○都道府県等が独自に積み立てた残高部分について裁量による取扱いが可能である旨を周知